

- 福祉の専門支援につながる手前で、福祉に関する困り事を抱えている方等が利用する相談支援・居場所について、市民の利便性向上や、民間との共創による効果的な支援の提供を念頭に置きつつ、機能強化を図る必要がある。

問題の所在

【相談支援】

- ▼困り事を抱えている市民にとって、相談先が分かりにくい(特に8050問題、ダブルケアといった複合課題を抱えている場合など)。また、支援者側の連携がうまく進まず、専門支援がスムーズに開始できていないケースがある。
- ▼高齢、障がい、こども等、福祉の各分野の相談件数が、総じて増加。複合課題を抱える方からの相談も増えており、行政や各事業者間の連携強化等により、相談への対応能力を向上させる必要がある。
- ▼成果に連動した事業費配分の導入などにより、効果的な相談支援を行った委託先事業者を適切に評価し、モラルハザードの発生を防ぐ仕組みを検討する必要がある。

【居場所】

- ▼行政が提供する居場所で、利用が減少しているものがある。
- ▼民間の取組を参考に、ニーズに応じ、分野にとらわれない多世代の居場所を設ける余地がある。

【共通】

- ▼相談支援機能も居場所機能も、分野別に考えているだけでは、必要な人材の確保・予算の充実に限界が生じる。根底から見直して、どう効果的に支援を行っていくか考える必要がある。

2-1-2 相談支援機能・居場所機能に関する新たな取組

具体的な現状・課題の分析

▼福祉分野(高齢・障がい・こども等)において、不特定の方が利用する相談支援機能・居場所機能を担う施設(16種95か所)の全体的な状況を分析。

(※) 具体的には、福祉の専門支援につながる手前で、福祉に関する困り事を抱えている方が利用する／各分野の支給認定等の有無を問わず利用できる施設が分析の対象。

(ただし、介護サービス、障害福祉サービス等の法定給付により運営される施設や、医療的ケア等、特定の個別専門支援を行う施設を除く)

【居場所機能】

▼老人福祉センターの一部では、現利用者の理解を得つつ、定期的に多世代交流の機会を設けている。

▼子育て支援センターや児童館は利用者多数で推移。現時点で、整理統合や多世代化の余地は見出しにくい。

▼精神障害者地域活動支援センターは、居場所としての利用者が減少している。

▼地域には、ニーズに合わせて利用者を特定しない多世代の居場所を設ける民間団体の自主的な取組もみられる。

【相談支援機能】

▼全ての分野の相談を一手に引き受けられる相談支援は存在しない。

(静岡市の規模で相談窓口を集約しすぎると、市民の利便性(アクセス・受付時間等)の観点などから、かえって非効率となる恐れあり)

▼城東保健福祉エリアには、分野を問わない相談窓口があるが、同エリアには他の相談支援機関もあり、機能の整理を検討する余地がある。

▼高齢・こども分野の相談件数は増加傾向だが、相談支援体制の基礎は整備されており、特殊事例は行政や専門支援機関で対応する役割分担も機能している。

2-1-3 相談支援機能・居場所機能に関する新たな取組

【相談支援機能】

(前ページ続き)

- ▼障がい分野では、身体・知的・精神の3障がい、それぞれ各区1か所ずつ計9か所に相談支援事業所を設置。相談件数は総じて増加傾向。相談を受けきれない事業所から他の事業所に相談者が流れている実態がある。
- ▼一方で、事業所の委託料に差がなく、相談支援実績の質・量と連動していない。
- ▼分野間連携については、高齢－障がい分野を中心に連携のニーズが高まる一方で、支援手法等の歩調が合わない事態も発生しており、関係者から連携強化を求められている。

中長期的な方向性

- ▼相談支援・居場所ともに、分野ごとの専門性を維持しつつも、分野ごとの垣根を低くし、分野間連携を強化。
- ▼相談支援機能については、障がい分野の細分化されすぎた機能の集約を模索しつつ、相談支援実績について適切な評価を行い事業費に反映させるための仕組みを構築。
- ▼居場所機能については、現利用者への十分な配慮(特に専門的なケア等が必要な方に対する丁寧なアセスメント)を行いつつ、設置・運営を適正化する。また、可能な施設は多世代利用化を進める。

新たな取組の方向性

- ▼まずは、課題が見られる障がい分野の対策に集中する。
(障がいの種別にとらわれない一括相談支援窓口の設置、相談支援実績の適切な評価による事業費設定を行うための評価手法の導入に向けた実証研究、精神障害者地域活動支援センターの居場所機能を、生きづらさを抱えている方にも対応する新たな居場所に再構築)
- ▼高齢分野は居場所機能の多世代利用化を促進。
- ▼こども分野は利用者動向を注視、ニーズ把握を継続。

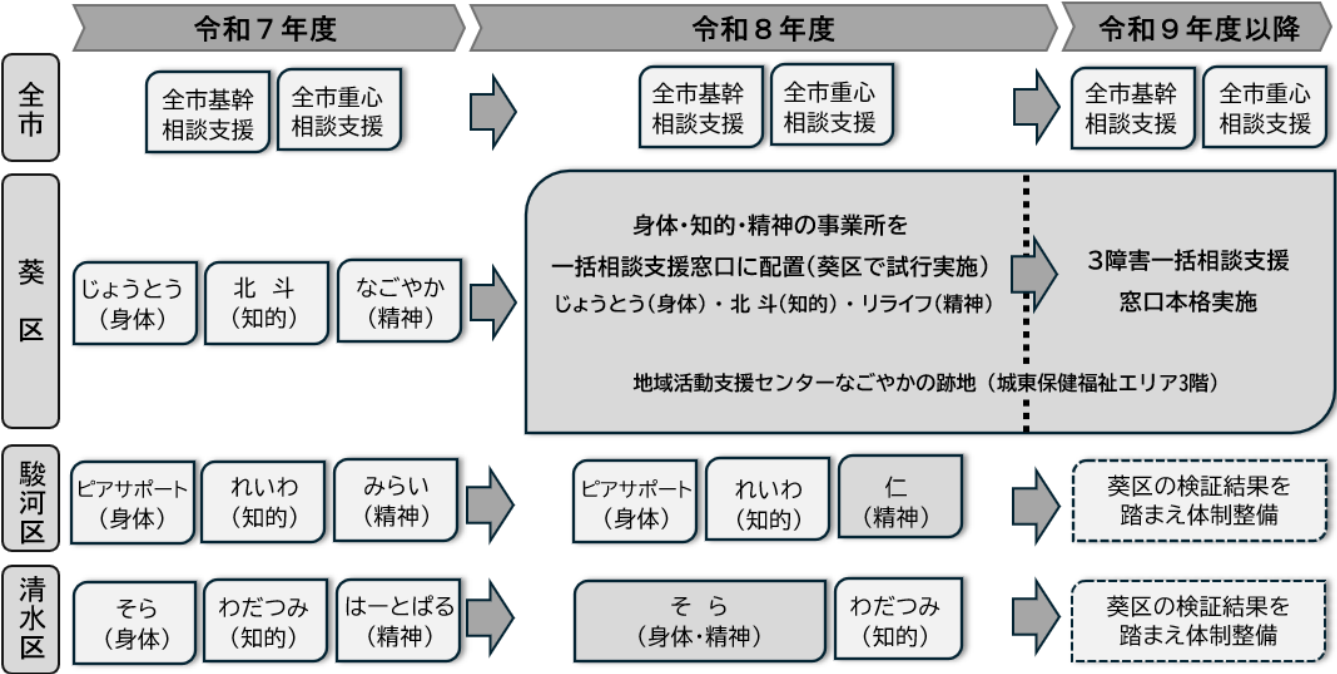
2-2-1 相談支援機能に関する新たな取組

新たな取組(2026年度～)

【相談支援機能】

▼障がい種別にとられない一括相談支援窓口の設置

《概要》 困りごとをワンストップで受け取める一括相談支援窓口を葵区城東保健福祉エリアに試行設置する。
葵区内の既存の相談支援事業所から派遣される相談員が一箇所に集まり、市民の相談に応じる。



▼障がい分野における相談支援の実績評価に関する実証研究

《概要》 研究機関と協働し、相談支援実績の適切な評価及び実績に応じた事業費設定を行うための評価手法の導入に向けた実証研究を行う。

▼ICTを活用した事業者間の連携強化策の検討

《概要》 事業者間の迅速な情報共有と的確な役割分担による支援を行うため、ICTを活用した連携強化策を検討する。

2-3-1 居場所機能に関する新たな取組

新たな居場所の運営概要(しずおかほっとリンク~ネットでもリアルでも、ゆるやかにつながる~)

【1】オンラインの居場所（7月17日開設）

○開設日時：月曜・金曜：15時から21時まで
土曜・日曜：13時から18時まで

○スタッフ：2名が常駐(1名以上は専門職)

○事業説明・申込先：しずおかほっとリンク

URL: <https://shizu-coco.net/ibasho/>



○内 容

- ・利用者はアバター(利用者の代理となるキャラクター)を利用して、居場所に参加する。
- ・活動スペースではテーマを決めたトークタイムやコミュニケーションのスキルトレーニング、簡単なミニゲームなどを実施。活動スペースでの活動は、参加してもしなくてもよい。
- ・プライベートな相談スペースでは、スタッフとの個別相談が可能(スタッフがスペースの扉の開錠・施錠を行う)。



活動スペース



相談スペース

【2】対面の居場所の定期開催（8月開始予定）

○開催日時：各区月1回ずつ 13時30分から16時30分まで

○開設場所：葵 区 第3木曜日(アイセル21)

駿河区 第2木曜日(みなくる)

清水区 第4または第5木曜日(清水テルサ)

○スタッフ：2名(1名以上は専門職)

○内 容：テーマを決めたトークタイム、簡単なミニゲーム

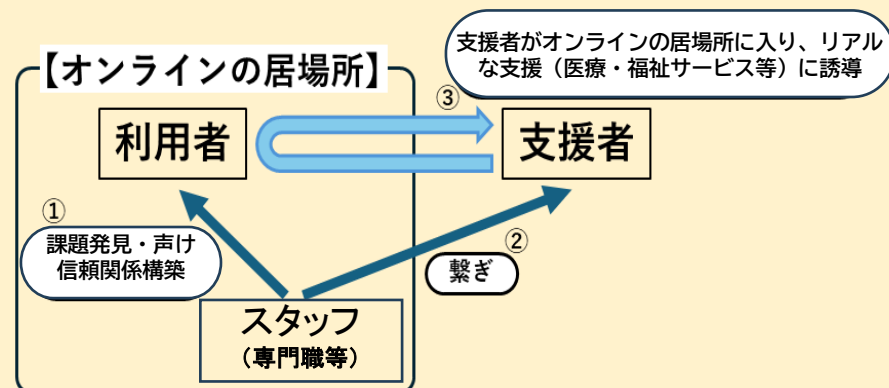


相互の利用が可能

※オンライン・対面ともに利用登録が必要

○スタッフの役割

- ・フロア内を巡回して利用者と信頼関係を構築するために積極的に交流する。
- ・利用者の課題を発見するとともに関係機関と連携し、オンラインの場で利用者と支援者をつなぎ、利用者をリアルな支援(医療・福祉サービス等)に誘導する。



2-3-2 居場所機能に関する新たな取組

新たな居場所の運営方針 『オンライン』を主軸とし、『対面』も有する新たな居場所を試行的に開設

対象	様々な理由で生きづらさを抱える方 ※「生きづらさ」とは、医学的な診断や障がいの有無にかかわらず、社会的要因や複合的課題によって日常生活や社会生活に困難を感じている状態（精神的不調、発達障害、ひきこもり、介護うつなど）
目的	セーフティネット、早期の課題発見・早期支援 ①生きづらさを抱えている方が参加しやすい居場所とすることにより、その利用による心身の回復を促す。 ②早期に課題を発見して、早期に適切な支援につなげることにより、課題の複雑困難化を抑制する。
運営方法	①オンラインの居場所の開設 ②対面型の居場所を定期的に各区で開催

◎なぜ、『居場所』が必要なのか？

- ・これまで必要な支援につながっていなかった生きづらさを抱えた方が心身を回復し、早期に課題を発見し、早期に適切な支援につながる場所が必要。
- =「重症化してから相談につながる」から、「居場所を経由して早期・重症化する前に支援とつながる」へ

◎なぜ、オンラインが主軸なのか？

- ・「生きづらさを抱える方」は強い対人不安を抱え、また対面型の居場所を利用する動機が低い場合が多いと考えられる。顔出しも移動も不要で、心理的な安全性が高く、参加しやすい環境を整えることが必要。
- ・「気が向いた時や辛い時にアクセスできる」環境を整えるために、オンラインで開設。
- ・支援につなげるタイミングを逃さない。

◎なぜ、対面型の居場所も開設するのか？

- ・オンラインの居場所からリアルな支援(医療・福祉サービス等)につなげる中継地点として機能させる。
- ・対面での居場所を希望する方やデジタルが苦手な方も参加できる場所を確保する必要がある。

2-3-3 居場所機能に関する新たな取組

(参考)精神障害者地域活動支援センターの廃止について

【1】経緯

①精神障害者を対象とし、精神障害者地域活動支援センターを、2005年に開設し、各区で運営してきたが、居場所としての利用者は直近10年間で約1/3に減少。(1日平均利用者数:約20人→6~7人)



②精神的不調やひきこもりなどの生きづらさを抱える方が増加しており、そのような方々が必要な支援につながないことが想定される。
③精神保健福祉法が改正され(2024.4)、「精神障害の有無及び程度にかかわらず、精神保健に課題を抱えるもの」が支援対象として明記された。
⇒既存の支援の枠組みでは対応できない状況となっている。

【3】課題解決に向けた考え方、方向性

⇒精神障害者の活動の場は充実してきたが、生きづらさを抱えており支援が必要な市民を早期に発見し、早期に適切な支援につなぐ、予防的介入の仕組みが必要。

【4】「課題解決に向けた考え方」を実現するための手段

⇒精神障害のある方のみを対象としていた各区の精神障害者地域活動支援センター(3か所)を廃止し、様々な理由で「生きづらさを抱える方」も広く利用できる新たな居場所を開設する。

【2】課題を発生させている要因

①地域活動支援センターが提供する居場所と類似の機能をもつ障害福祉サービスが充実
→日中活動の場としての地域活動支援センターの役割は相対的に低下している。



②社会構造の変化に伴う多様なストレス要因
・インターネットの普及による対人関係の複雑化
・所得格差の拡大による経済的困窮や将来の不安
・地域コミュニティの希薄化による社会的孤立
③心理的ハードルの高さが支援を受けることを阻害している。
○「申請主義」の支援制度
…当事者が希望しないと利用できない。
○自らの偏見
…支援を受けることに抵抗感がある。